

地域計画

策定年月日	令和7年2月18日
更新年月日	()
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	甲良町 (25442)
地域名 (地域内農業集落名)	北落 (北落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	38.62 ha
① 農業振興地域のうち農用地域内の農地面積	38.62 ha
② 田の面積	38.62 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.27 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.27 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

個別農家は、所有66戸に対して高齢化が進み14戸が水稻を耕作している。集落営農法人には、地域の農地の約68%が集積されている。
 今後は、集落営農法人の安定した次世代への経営の継承と就労者の確保が課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

集落営農法人では、稲、麦、大豆およびブロックローテーションによる農地を利用し、花卉・野菜などを栽培している。しかし、農作業従事者の高齢化に加え、後継者の不足により農業従事者が確保できなくなる事が予測される。また、専門的な新たな就農者による地域農業、農村を引継げる状況を確立しておくことが大切である。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
個人農家の後継者による耕作を維持しつつ、農地の受け皿として集落営農法人が中核として、集落全体の営農作業等を担う。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	68.1	%	将来の目標とする集積率
			80 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
集落営農法人による集積・集約化を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組
当集落へ参入の大規模農家、(株)澤農園および(農)在士和rk21の他、近隣集落の個人農家との連携を進めて、効率的な作業環境を継続して行く。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域内の農地については、目標地図に基づいて農地中間管理機構へ賃借する。
(3)基盤整備事業への取組
令和3年から農用地の大区画には取り組んでいるところで、白地等の未整備田については、今後土地所有者の意向を踏まえ基盤の整備も含めて有効な活用を検討することとし、実態を踏まえた有効活用については、行政による政策面を期待したい。 基盤整備から30年余りが経過しており、用水路や農道について、見回り早期の修繕や補修を行っている。一方、農業者での負担範囲を超える様な規模の大きな修繕などは、土地改良区等からの財政面支援が必要となる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
新規就農の希望があった場合、地域の農業や集落を守って行けるよう連携・協議することが大切である。 そのためには、新規就農が円滑にできる農業政策面の支援が必要である。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
防除(水稻・麦・大豆)

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

- ②区内の企業で製造されたバイオ炭を水稻作付け圃場に散布するとともに、化学農薬および化学肥料の使用料を5割以下に抑えた栽培方法により、県の環境こだわり農業推進条例の規定に基づく認証を受けている。
- ⑦世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業
農地維持・資源向上実施

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和14年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の	備考
1	認農	水稻・麦・大豆等	23.55 ha	ha	水稻・麦・大豆等	23.82 ha	ha	B	
2	利用者	水稻	0.16 ha	ha	水稻	0.16 ha	ha	G	
3	利用者	水稻	0.17 ha	ha	水稻	0.17 ha	ha	K	
4	利用者	水稻	0.37 ha	ha	水稻	0.37 ha	ha	E	
5	利用者	ブルーベリー	0.27 ha	ha		ha	ha		
6	利用者	水稻	0.73 ha	ha	水稻	0.73 ha	ha	Q	
7	利用者	水稻	1.06 ha	ha	水稻	1.06 ha	ha	N	
8	利用者	水稻	1.02 ha	ha	水稻	1.02 ha	ha	M	
9	利用者	水稻	0.47 ha	ha	水稻	0.47 ha	ha	L	
10	利用者	水稻	3.79 ha	ha	水稻	3.79 ha	ha	R	
11	利用者	水稻	0.11 ha	ha	水稻	0.11 ha	ha	S	
12	利用者	水稻	1.05 ha	ha	水稻	1.05 ha	ha	F	
13	利用者	水稻	0.11 ha	ha	水稻	0.11 ha	ha	H	
14	利用者	水稻	1.98 ha	ha	水稻	1.98 ha	ha	O	
15	利用者	水稻	0.82 ha	ha	水稻	0.82 ha	ha	P	
16	認農	水稻	0.14 ha	ha	水稻	0.14 ha	ha	J	
17	利用者	水稻	0.22 ha	ha	水稻	0.22 ha	ha	I	
18	認農	水稻・麦・大豆	1.9 ha	ha	水稻・麦・大豆	1.9 ha	ha	C	
19	認農	水稻・麦・蕎麦	0.4 ha	ha	水稻・麦・蕎麦	0.4 ha	ha	D	
20	認農	水稻・麦・大豆	0.3 ha	ha	水稻・麦・大豆	0.3 ha	ha	A	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	20経営団体		38.62 ha	ha		38.62 ha	ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	JA東びわこ	防除	水稻・麦・大豆

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。